

介護保険サービス事業所等の実地指導について (全事業所共通)

I 実地指導の概要について

1 実地指導とは

市は、適正な事業所運営が図られるよう、「介護保険施設等の指導監督について」(国通知)及び「小美玉市介護保険サービス事業者等指導要綱」等に基づき、介護サービス事業者の事業所において、「運営指導」及び「報酬請求指導」を実施している。

(介護保険法第23条等)。

⇒管理者等からの聞き取りや関係書類の確認

2 指導にあたっての重点項目

(1) 法令遵守への取組み状況

- ・ 人員基準、運営基準が適切に守られているか。また、自己点検体制が確保されているか。
- ・ 適正な介護報酬請求が行われているか。

(2) サービスの質の確保・向上への取組み状況

- ・ 管理者の役割が、適切に果たされているか。
- ・ 従業者の資質向上に向けて取組んでいるか。
- ・ 個別ケアについて、計画が適正に策定され、利用者の状態に即したものになっているか。また、計画に沿ったサービスが提供されているか。
- ・ 「高齢者虐待防止」、「身体的拘束の適正化」について、必要な取り組みの実施又は従業者に周知徹底しているか。
- ・ 利用者等へ提供すべき書類は、適切に説明した上で渡しているか。
- ・ サービス向上に対する取組みが、適切に行われているか。

(3) 危機管理への取組み状況

- ・ 介護保険施設等における防災体制の確保、火災・地震・風水害等が発生した場合の消火及び避難・通報体制の確保が、適切にとられているか。
- ・ 事故が生じた場合の対応やその発生を防ぐ為の対策が図られているか。
- ・ 衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための適切な処置が講じられているか。

3 実施回数・選定条件

要綱改正に伴い、各事業者の指定の更新までの間に1回以上選定するほか、次に掲げる基準により選定する。

- ・ 国の示す指導重点事項に基づき、指導が必要と認められる事業者
- ・ 苦情や相談、事故等があり、指導が必要と認められる事業者
- ・ 前回の指導の結果、改善状況の確認等、引き続き実地で指導する必要があると認められる事業者

- ・ 必要な外部評価を受けていない事業者
- ・ 他事業所で問題が発生した同一法人の運営する同種の事業者
- ・ 介護報酬の算定要件を実地で確認、指導する必要がある事業者

4 指導結果

「改善状況報告書」の提出及び「介護報酬返還（過誤調整）」等の措置をとる。

※著しい法令等違反がある場合は「監査」へ移行

II 実地指導の流れと留意事項について

【実地指導の流れ】

- 1 市より実施通知発送（1～2か月前頃）
通知には、実地指導対象事業、日時、事前提出書類を2週間前までに提出する旨が記載してある
- 2 事業所における事前準備
事前提出書類（指導事前資料・自己点検票）の作成、市への提出
- 3 実地指導当日
巡回、事前提出書類等に基づく確認、指導
- 4 指導結果の通知等
「口頭指摘」、「文書指摘」、「監査への移行」
- 5 実地指導後の対応
「改善状況報告書」の提出（「文書指摘」の場合）
⇒ 「改善状況報告書」の提出期限は結果通知から1か月後

- ※ 書類の補正や返還金の精査（介護報酬の請求誤りによる自主返還の手続き）は、適正かつ迅速に行い、指摘された事項について、何時までに、どのような改善措置を講じるのかを、「改善状況報告書」に具体的に記載する（なぜ不適切、不適正なこととなっていたのか実地指導当日、説明が不足していた場合は、その理由・経緯も併せて記載する）。
- ※ 「改善状況報告書」には改善状況がわかる書類を添付する。
- ※ 返還が生じる場合は、精査のうえ返還見込額（利用者分を含む）も記載する。
- ※ 「改善状況報告書」の内容が不適切な場合には、補正・再提出を求めたり、追加で実地指導等を行う場合がある。
- ※ 各種加算の算定にあたっては、それぞれ要件を満たすことが必要であるが、要件を満たしていても算定根拠となる書類を作成していない事業所があるので、必ず作成すること。（介護報酬の返還となる場合もあり）